

令和元年 第4回

木古内町議会臨時会会議録

令和元年 8月23日 開会

令和元年 8年23日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和元年8月23日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 承認 第1号 専決処分の承認を求めることについて	3
日程第 4 承認 第2号 専決処分の承認を求めることについて	5
日程第 5 議案 第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第6号）	6
日程第 6 議案 第2号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	7
閉会の宣告	10
会議録署名議員の署名	11

令和元年8月23日（金）第1号

- 開会日時 令和元年 8月23日（金曜日）午前10時10分
○ 閉会日時 令和元年 8月23日（金曜日）午前10時24分
-

・出席議員（9名）

1番	平野武志	7番	相澤巧	
3番	鈴木慎也	8番	廣瀬雅一	
4番	吉田裕幸	9番	竹田努	
5番	安齋彰	議長	10番	又地信也
6番	新井田昭男	副議長		

・欠席議員（1名）

2番 手塚昌宏

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	若山忍
会計管理者	高橋和夫
建設水道課長	構口学
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和元年 第4回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 令和元年8月23日（金）

午前10時10分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて
5	議案 第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第6号）
6	議案 第2号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

令和元年第4回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第6号）	元. 8. 23	原案可決
議案第2号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	元. 8. 23	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	元. 8. 23	原案承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	元. 8. 23	原案承認

(午前10時10分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、令和元年第4回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

手塚昌宏君から欠席の届出がありました。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

3番 鈴木慎也君、4番 吉田裕幸君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度木古内町一般会計補正予算（第4号）の専決処分を行い、歳入歳出に136万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億1,568万円とするものです。

補正の内容は、日本海山形県沖地震発生に伴う、姉妹都市鶴岡市への災害見舞金及び、職員派遣にかかる旅費等の補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、8節 報償費 51万円の追加は、鶴岡市との盟約30周年記念式典参加に係る訪問旅費の補正で、当初予算では全額旅費で計上しておりましたが、庄内を訪ねる会・学校・PTA等の訪問に係る費用9人分を旅費から報償費に振り替えるものです。

9節 旅費は、報償費へ振り替える分51万円の減額と、7月8日（月）から7月12日（金）の期間被災地への職員派遣を行った3人分の旅費31万2,000円の追加、あわせて19万8,000円の減額補正です。

14節 使用料及び賃借料 5万円は、被災地派遣先での日々の通勤・移動用の車借上料です。

26節 寄付金 100万円は、鶴岡市への災害見舞金で、7月26日、盟約30周年記念事業で鶴岡市役所を表敬訪問した際に、鶴岡市長にお渡ししております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 136万2,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度木古内町一般会計補正予算(第5号)の専決処分を行い、歳入歳出に133万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億1,701万2,000円とするものです。

補正の内容は、北海道中学校バレーボール大会及び全国空手道選手権大会への参加報償費の補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。

あわせて、資料番号1 議案説明資料の38ページから39ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 112万2,000円の追加は、本年7月11日開催の中体連渡島管内大会において優勝し、北見市で開催された第49回北海道中学校バレーボール大会に出場した木古内中学校女子バレーボール部の参加報償費の補正です。

資料の38ページに、参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、39ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

なお、大会の結果については、十勝のチーム(下音更中)に0対2、釧路のチーム(釧路鳥取中)には1対2で負け、予選リーグ敗退となりました。

次に、8ページをお開き願います。

あわせて、資料の40ページをお開き願います。

5項 保健体育費、1目 保健体育総務費、8節 報償費 21万円の追加は、本年4月20日から21日開催の第57回北海道空手道選抜選手権大会・小学校4年生女子・型の部で入賞し、三重県で開催された、第62回全国空手道選抜選手権大会に出場した中村美月選手及び引率者の参加報償費の補正です。

資料の40ページに、参加に要する費用や参加者名、及び予算の執行状況と補正額の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

なお、大会の結果については、予選敗退でした。

続きまして、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 133万2,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第6号)

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、158万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億1,859万9,000円とするものです。

補正内容は、10款 教育費で、各部活動・大会参加報償費に係る追加補正です。

歳出から説明いたします。

7ページをお開き願います。

あわせて、資料番号1 議案説明資料の1ページから2ページをお開き願います。

10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 32万7,000円の追加は、本年7月28日開催の第64回北海道吹奏楽コンクール函館地区大会において、金賞を受賞するとともに地区代表校となったため、9月1日に札幌市で開催される第64回北海道吹奏楽コンクール大会に出場する木古内小学校吹奏楽部の参加報償費の補正です。

資料の1ページに、参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、2ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、8ページをお開き願います。

あわせて、資料番号1 議案説明資料の3ページから4ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 126万円の追加は、小学校と同じく本年7月27日開催の第64回北海道吹奏楽コンクール函館地区大会において、金賞

を受賞するとともに地区代表校となったため、8月30日に札幌市で開催される第64回北海道吹奏楽コンクール大会に出場する木古内中学校吹奏楽部の参加報償費の補正です。

資料の3ページに、参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、4ページには参加者の名簿を記載しておりますので、ご参照願います。

次に、歳入を説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 158万7,000円は、このたびの補正を財政調整基金から繰り入れて財源とするものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する 条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第6 議案第2号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第2号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、消費税率及び地方消費税率が本年10月1日から改定されることに伴い、当町における各会館の使用料などを改正するものでございます。

改正内容、また詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 総務課、若山です。

それでは、議案第2号につきまして、ご説明いたします。

条例第1条から説明をさせていただきます。

あわせて、資料番号1 議案説明資料5ページをお開き願います。

第1条は、木古内町大平団地集会所の設置及び管理に関する条例を改正するもので、使用料金を記載のとおり改正するものです。使用料金を設定した際の消費税相当分を割り返し、新たに10%を加えた額を使用料に設定しております。

第2条以降も、各公共施設について、同様に改正するとしております。

2ページほどめくっていただきまして、第11条 木古内町生活改善センター条例、資料のほうは15ページ及び30ページになりますが、こちら泉沢生活改善センターの使用料が現在、他の施設に比べ、割高に設定されております。それで今回、他の施設との整合性を図るよう、今回の改正にあわせて改正いたします。

続いて、第17条 木古内町病院事業使用条例、資料のほうでは22ページになります。

こちらは、木古内町高齢者介護サービス事業・特養いさりびですが、こちらにおいては消費税増税に伴い、食費及び居住費の介護報酬が改定されることから、利用者負担限度額段階にあわせ、食費や居住費を改正するものです。

また、全体をとおして冷暖房施設のある、釜谷多目的活性化施設ゆうなぎ館、それから中央公民館及びスポーツセンターについては、暖房使用のところを冷暖房使用の場合というふうな注釈を加えております。

議案のほうに戻りまして、附則としましてこの条例は、令和元年10月1日から施行するとしております。

説明は以上になりますけれども、資料の37ページをお開き願います。

こちらには今後、使用料等の改正を行う予定の一覧を記載しております。

パークゴルフ場使用料やごみ処理手数料など、年度途中で改定が困難なものについては、今後の常任委員会等で協議をさせていただき、次年度での実施を予定しております。

また、会計の異なる水道料金・下水道料金につきましては、条例上も使用料に消費税相当額を加えたものという表記をしておきまして、条例改正の必要はなく、当初予算審議の際に説明したとおり、10月分使用料の11月請求分から10%の消費税相当額を加えた額で精算することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤です。

会館使用料の関係なのですが、現在、施行されている消費税3%で施行されているように、説明資料では載っております。この間、5%に上がった時、8%に上がった時に改定はなぜしなかったのでしょうか。今回、10%に上がるということで、改定案出てきておりますが、なぜいまの時期でなければならなかったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○**総務課長(若山 忍君)** おっしゃられるとおり3%のままのもの、あるいは5%、8%のものと交じっているのですけれども、この消費税率引き上げに伴う各種料金価格への転嫁については、消費税課税団体、例えばうちの水道事業会計ですとかこういった企業会計については、当然に行わなければなりませんけれども、我々地方自治体の使用料等については、最終的に町の判断に任せられているところです。自治体は、消費税非課税団体のため、町の判断に任されているという状況で、これまで増加分は町の財源で負担しているのですけれども、この間、財政健全化の折、ごみ袋を見直しですとかこういったことをしている時に、住民の皆さんに多大な負担をしていただいたことから、消費税の引き上げ分をその時々で使用料等に転嫁していなかったということが実態のところでは。

○**議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○**1番(平野武志君)** 平野でございます。

確認なのですけれども、こちら消費税が上がったことによって、会館使用料も微増ですけれども、上げるという考え方については理解しておりますけれども、会館使用料の徴収の考え方について、確認なのですけれども。町民のかただったり、各施設の近隣の方々が使う際には、徴収していないという現状だと思うのですけれども、これは全施設しっかりと揃えてやっているのかどうなのか。予算をみると年額産業会館については1万円、ほかの施設については5万円程度なものですから、きょう決算の資料も出ませんけれども、はたしてこの産業会館もわずか1万円ということ、実際どの程度のどういう人方が使用しているのかというのちょっといま把握していれば、そこの部分もあわせて手数料徴収するかたがどうにかたがいるのかちょっとお知らせいただきたいと思います、あわせて。

○**議長(又地信也君)** 建設水道課長。

○**建設水道課長(構口 学君)** 平野議員のご質問に対して、お答えいたします。

まず、会館等の使用につきましては、基本町民のかたに関するものは、全て無料となっております。その中で、各会館等の条例等に例えば営利を目的する第三者のかたが利用する場合は、徴収しているという実態がございます。近年、この役場イコール、2階以降産業会館ということで、これは住民のかたが使えるスペースということで、この会議室等をご利用いただいている実績がございます。以上です。

○**議長(又地信也君)** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもちまして、令和元年第4回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時24分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年8月23日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 鈴 木 慎 也

署 名 議 員 吉 田 裕 幸